

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十一号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略）</p>	<p>（略） 一の九の二（略）</p>	<p>（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略）</p>	<p>（略） 一の九の二（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十八号）第六条の四の規定による保管設備の変更の届出の受付</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十八号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1）規則第一条の三の規定により提出される書類（麻薬小売業者に係るものに限る。）の受付 （2）規則第六条の三及び第六条の四の規定により提出される書類の受付</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（1）規則第一条の四の規定により提出される書類の受付 （2）規則第六条の四の規定により提出される書類の受付 （3）規則第六条の四の規定により提出される書類の受付 （4）規則第六条の四の規定により提出される書類の受付</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（1）規則第一条の三及び第一条の四の規定により提出される書類の受付 （2）規則第六条の三及び第六条の四の規定により提出される書類の受付 （3）規則第六条の三及び第六条の四の規定により提出される書類の受付 （4）規則第六条の四の規定により提出される書類の受付</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。